各施策における「主な取組」一覧

資料３

基本方向	第１章	生きがいづくり・介護予防の推進

施策	第１節	生きがいづくり・社会参加の促進

主な取組	
《生きがいづくり・社会参加の促進》【拡充】素案Ｐ３８～３９ ○高齢者が身近な場所で気軽に生きがいづくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。 ○高齢者が地域の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援します。 ○高齢者の生きがいづくりを支援するため、高齢者が参加できる学習の場の提供のほか、生涯学習に関する講座等の情報提供などを行います。 ○生涯学習についての相談や指導・助言を行うため、生涯学習推進員を配置し、高齢者を含む市民の生涯学習活動を支援するほか、生涯学習団体やサークルに対して学習活動の発表の場を提供します。 ○高齢者のボランティア活動への参加を通じた社会参加と介護予防の促進を図るため、対象となるボランティア活動に参加することで得られるポイントを商品券等に交換できるボランティアポイント制度の普及促進に取り組みます。 ○高齢者等が地域で社会参加できる機会を増やすとともに高齢者の多様なニーズに対応するため、町（内）会や地区社会福祉協議会、老人クラブ等の団体が企画し、実施する生きがい・支え合い活動に対する支援を行います。 ○<u>「支える側」「支えられる側」の垣根を超えた住民主体の地域づくりを目指し、元気な高齢者による見守り、地域における支え合い活動、生活支援を一体的に行う取組を支援します。</u> ○高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、市営バス等を低額で利用できる「高齢者福祉乗車証」を交付し、高齢者の外出手段を確保します。 ○高齢者の閉じこもりや孤立化を防ぎ、社会参加の促進を図ります。 **《高齢者の就業促進》素案Ｐ３９** ○高齢者の就業意欲の向上及び就業機会の創出を図るため、臨時的かつ短期的な仕事の提供や、就業に必要な技能を身につけるための講習会を開催している、公益財団法人青森市シルバー人材センターに対し、運営面の支援を行います。 ○公益財団法人青森市シルバー人材センターの会員の増加と高齢者の就業の確保と拡大につながるよう、公益財団法人青森市シルバー人材センターの活動について、広報あおもりや市ホームページ等を活用し、周知を図ります。	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第１章	生きがいづくり・介護予防の推進

施策	第２節	介護予防・重度化防止の推進

主な取組

《介護予防・フレイル予防の推進》素案Ｐ４２～４３
○高齢者が健康を保ち自立した日常生活を続けられるようにするため、基本チェックリストやフレイルチェック「見える化」シート等を活用し、自らのからだの状態が容易に確認できるよう支援します。

○うつや閉じこもり等、要介護リスクの高い高齢者を早期に把握し、適切な支援につなぐため、町（内）会等の地域団体や関係機関とのネットワーク構築による実態把握や訪問支援に取り組みます。

○地区社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等が運営するつどいの場において、高齢者が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、ロコモ予防体操等の指導者やリハビリテーション専門職等を派遣します。

○つどいの場の魅力を広め、より多くの高齢者が介護予防活動に取り組めるよう、つどいの場の活動内容、感染症予防対策等を広報あおもりや市ホームページ、リーフレットなどにより周知します。

○高齢者のフレイル予防を図るため、ハイリスクアプローチとして、低栄養防止や生活習慣病の重症化予防等の保健指導を行うとともに、ポピュレーションアプローチとして、つどいの場等におけるフレイル予防の普及啓発や健康教育、保健指導、健診・医療・介護サービスの利用勧奨等を行います。

○フレイルの認知度を高め、高齢者が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、医療機関や関係団体と連携し、フレイル予防の普及啓発を行います。

《健康づくりの推進》素案Ｐ４４
○市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、「青森市健康寿命延伸会議」と連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくりを推進します。

○生活習慣病の予防を図るため、市民の健康に影響を及ぼす要因について健康データ等の分析から健康課題を見える化します。

○特に、糖尿病などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に向け、健康診査等の結果を正しく理解し、生活習慣改善に向けセルフケアができるよう、わかりやすい保健指導を行うとともに、市医師会等と連携し、糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期受診につなぐ保健指導を行います。

○市民の主体的な運動習慣づくりを促進するため、身近な地域で気軽に運動に取り組める機会づくりや健康づくりを推進する人材等による運動の場づくりへの支援を行うとともに、気軽に思い立った時、運動に取り組める場を提供します。

○こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康に関心をもち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処法等について広く情報提供を行うとともに、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発や、市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談ができる体制の充実を図ります。

《多様なつどいの場の提供》【拡充】素案Ｐ４４
○高齢者が身近な場所で気軽に生きがいづくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。（再掲）

○高齢者の多様なニーズに対応するため、市民団体や介護保険事業所、民間企業、医療機関、リハビリテーション専門職等の多様な団体・専門職と連携したつどいの場づくりを進めます。

《自立支援・重度化防止の推進》素案Ｐ４４～４５
○自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修を実施します。

○利用者の自立支援・重度化防止の観点から、訪問介護の利用が多いケアプランについて、地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）で多職種協働による検証を行い、適切なサービスの提供に努めます。

○利用者の自立支援・重度化防止に向け、個々の利用者の状態に応じたリハビリテーションが提供されるよう、ケアプラン点検の実施に当たっては、青森県と連携し、リハビリテーション専門職等のアドバイザーによる点検を行うなど、多職種と連携したケアマネジメント支援を行います。

○高齢者が日常生活の活動性を高め、社会とのつながりを維持しながら、いきいきと自分らしく暮らし続けられるよう、早期の段階から保健・医療・福祉の多職種が関与し、自立支援・重度化防止に向け検討・支援を行う地域ケア個別会議（自立支援型会議）を開催します。

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第２章	地域における支援体制の充実

施策	第１節	在宅医療・介護連携の推進

主な取組	
《医療・介護関係者の連携促進》素案Ｐ４８ ○医療と介護を必要とする高齢者の在宅療養生活を支えるために、現在運用している「医療機関とケアマネジャーの入退院調整ルール」を医療・介護関係者と必要に応じ見直しを図りながら、活用を進めます。 ○医療・介護関係者間での連携を効率的に進めるため、国の動向を踏まえながら、医療・介護情報に係るデジタル技術の活用について検討します。 ○医療と介護関係者の一層の相互理解と連携促進を図るため、医療・介護関係者等を対象に、近隣市町村と連携しながら、看取りまでを含めた内容の在宅医療・介護連携多職種研修会等を実施します。 **《医療・介護が連携したサービスの提供》【拡充】素案Ｐ４８** ○在宅療養生活を支えるために、地域の医療・介護資源の情報の提供を行います。 ○在宅医療と介護が連携した切れ目のないサービスを提供するために、医療・介護関係者へのヒアリング等を通じ、医療・介護連携の現状把握や課題の抽出を行い、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、対応策の検討を行います。 **《地域住民への普及・啓発》素案Ｐ４８** ○地域住民の医療・介護連携への理解促進のため、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療及び介護サービスの内容や利用方法等について周知します。 ○自らが望む、人生の最終段階の医療とケアについて、前もって考えることができるよう、広報あおもりや市ホームページ及び「わたしノート（終活ノート）」を活用しながら、ACPの普及・啓発に取り組みます。	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第２章	地域における支援体制の充実

施策	第２節	地域包括支援センターの機能強化

主な取組

《相談支援の強化》【拡充】素案Ｐ５１
○高齢者のニーズが増加、多様化している中、地域包括支援センターが高齢者やその家族からの相談を受け、適切な機関につなぐことができるよう、地域の関係者や医療機関、介護事業所などの既存の社会資源と連携し、相談支援の強化を図ります。

○地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止め、障がい、子育て、生活困窮分野など他分野と連携し、適切な機関につなげます。

○認知症高齢者の家族やヤングケアラーも含む家族介護者の負担を軽減するため、関係機関との連携を強化し必要な支援につなげます。

○複合化・複雑化した困難事例が増えてきていることから、求められる役割に応じた適切な支援ができるよう、地域包括支援センター職員への研修会や事例検討会等の開催を通じて、資質の向上を図ります。

○地域包括支援センターが多機関と連携し、高齢者の複雑化、多様化したニーズに対応できるよう、基幹型地域包括支援センターが関係機関との調整を行います。

《効果的な運営の継続》素案Ｐ５２
○地域包括支援センターの事業の質の向上を図るとともに、効果的な運営を継続していくため、医療・介護・大学等の有識者で構成される青森市地域密着型サービス等運営審議会において、毎年度、地域包括支援センターの運営評価を行い、改善を図るとともにその結果を市ホームページで公表します。

○地域包括支援センターの認知率の向上を図るため、業務内容等について、広報あおもりや市ホームページ、パンフレットなどにより周知します。

《地域ケア会議の充実》素案Ｐ５２
○地域包括ケアを推進するため、「地域ケア個別会議」、「日常生活圏域ケア会議」、「地域ケア推進会議」を開催し、個別ケースの検討、地域課題の解決策の検討を行い、施策の展開に繋げます。

○利用者の自立支援・重度化防止の観点から、訪問介護の利用が多いケアプランについて、地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）で多職種協働による検証を行い、適切なサービスの提供に努めます。（再掲）

○高齢者が日常生活の活動性を高め、社会とのつながりを維持しながら、いきいきと自分らしく暮らし続けられるよう、早期の段階から保健・医療・福祉の多職種が関与し、自立支援・重度化防止に向け検討・支援を行う地域ケア個別会議（自立支援型会議）を開催します。（再掲）

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第２章	地域における支援体制の充実

施策	第３節	見守り・支え合いの推進

主な取組

《見守り体制の強化》【拡充】素案Ｐ５５
〇地域ぐるみの見守りを推進するため、地域の中でさりげなく見守りをするポイントや異変に気づいた場合の連絡先などを掲載した「高齢者等見守り活動の手引き」等を活用し、多様な団体や関係機関、民間事業者等、より多くの市民に見守り活動への協力を呼びかけます。

〇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守られる高齢者の考え方を尊重しプライバシーに配慮した、地域包括支援センターや地域関係者等との連携による見守り活動を推進します。

〇認知症等による行方不明高齢者の早期発見及び見守り体制の強化を図るため、行方不明高齢者の情報を市、警察、地域包括支援センター及び近隣市町村で共有します。

〇「支える側」「支えられる側」の垣根を超えた住民主体の地域づくりを目指し、元気な高齢者による見守り、地域における支え合い活動、生活支援を一体的に行う取組を支援します。（再掲）

《地域で支え合う意識づくりの醸成》素案Ｐ５５
〇ボランティア活動への参加を通じて、地域でつながり支え合う意識の向上を図るため、ボランティアセンターにおいてボランティア研修や出前講座、機関紙等を活用した情報発信などを行います。

《支え合い活動の推進》【拡充】素案Ｐ５５
〇高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士の助け合い）によるネットワーク構築を進めます。

〇多様な主体との連携による支え合い活動を推進するため、地域の福祉課題や支え合い体制を協議する「地域支え合い会議」の開催等を通じて、医療機関、民間事業所、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等に広く協力を呼びかけます。

〇地域福祉を推進する担い手を育成・確保するため、広報あおもりや市ホームページ、市民向け講座等を活用し、担い手として期待される元気な高齢者をはじめ多くの市民に地域福祉やボランティアに関する情報提供を行います。

〇「支える側」「支えられる側」の垣根を超えた住民主体の地域づくりを目指し、元気な高齢者による見守り、地域における支え合い活動、生活支援を一体的に行う取組を支援します。（再掲）

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第２章	地域における支援体制の充実

施策	第４節	住まいの充実

主な取組

《住宅改修等による居住環境の充実》素案Ｐ５８
〇介護が必要になってもできる限り在宅で生活することができるよう、高齢者の身体状況に応じた住宅改修の取組を促進します。

《高齢者に適した住まいの確保》素案Ｐ５８
〇養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、各施設の利用状況等を踏まえ、必要に応じて定員数の見直しを検討します。

〇居宅において養護を受けることが困難な高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう、養護老人ホームへの入所措置や軽費老人ホーム運営費の支援を行います。

〇高齢者に適した住まいを確保するため、法令等に基づき適切に有料老人ホームの届出事務及びサービス付き高齢者向け住宅の登録事務を行います。

〇有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅におけるサービスの質が確保され、入居者が安心して暮らすことができるよう、計画的に一般検査を実施します。

〇高齢者の単身世帯又は高齢者夫婦世帯等を対象としたシルバーハウジングの確保や住宅セーフティネット制度による住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度や青森県居住支援協議会を通じたマッチング・入居支援の取組を推進します。

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	**第２章**	**地域における支援体制の充実**

施策	**第５節**	**安全・安心な暮らしの確保**

主な取組

《生活支援サービスの充実》素案Ｐ６０～６１
○高齢者が様々なサービスの選択により、安心して自立した生活を続けられるよう、公的なサービスのみならず、民間事業者等が行う生活支援や配食サービスなどの情報提供を行うとともに、地域ケア会議や支え合い会議による生活支援ニーズの把握や地域資源の活用に取り組みます。

○高齢者やその家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、寝たきりで外出が困難な高齢者等に対する福祉サービスを提供します。

○「支える側」「支えられる側」の垣根を超えた住民主体の地域づくりを目指し、元気な高齢者による見守り、地域における支え合い活動、生活支援を一体的に行う取組を支援します。（再掲）

○高齢者の閉じこもりや孤立化を防ぎ、社会参加の促進を図ります。（再掲）

《災害時等における支援体制の推進》素案Ｐ６１
○町（内）会、民生委員、消防等の関係者と避難行動要支援者名簿や個別避難計画を情報共有することで、災害時における情報伝達や避難所への避難、安否確認等が円滑に行われるよう支援します。

○一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方に対し、雪害を防止するため、除雪や屋根の雪下ろしに対する支援を行います。

《消費者被害防止対策の推進》素案Ｐ６１
○消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、各種広報媒体を活用した注意喚起や街頭での広報活動、消費生活出前講座の開催により、消費者トラブルの現状等を周知します。

○高齢者の消費者被害防止のため、地域の身近な関係者（町（内）会長、民生委員等）による高齢者等の見守りを通じ、異変に気付いた時に青森市民消費生活センター等の適切な相談窓口を紹介します。

《交通安全教育の推進》素案Ｐ６１
○高齢者が関わる交通事故の発生を抑止するため、高齢者を対象とした交通安全教室の実施のほか、加齢等に伴う身体機能の変化が、歩行者や運転者としての行動に影響を及ぼすことについて理解を促すなど、高齢者に対する交通安全教育に取り組みます。

《終活支援の推進》【新規】素案Ｐ６１
○一人暮らしで頼れる親族等がいない高齢者が、安心して最期を迎えることができるよう、終活支援に取り組みます。
○自らが望む、人生の最終段階の医療とケアについて、前もって考えることができるよう、広報あおもりや市ホームページ及び「わたしノート（終活ノート）」を活用しながら、ACPの普及・啓発に取り組みます。（再掲）

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第３章	認知症施策の推進

施策	第１節	認知症への理解・支援体制の推進

主な取組

《認知症に関する理解の促進》【拡充】素案Ｐ６５

〇認知症に関する正しい知識と理解を深めるため、市民大学における講座や子どもを対象とした講座を開催する等、認知症サポーター養成講座の充実を図ります。

〇認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトに対し、他のキャラバン・メイトと交流を図りながら、国の動向や本市の認知症の取り組み等を伝えるための情報交換会を実施します。

〇市民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日（９月２１日）及び認知症月間（９月１日～９月３０日）の機会を捉え、認知症に関する普及啓発イベント等を開催します。

〇認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の知識、適切な対応の方法、相談窓口、認知症の人の想いなどについて広報あおもり、市ホームページ及び認知症サポーター養成講座等で周知します。

《認知症の人やその家族を支える支援体制の推進》【拡充】素案Ｐ６５～６６

〇認知症の人やその家族を支援するため、地域包括支援センターに配置する介護と医療連携の推進役を担う「認知症地域支援推進員」が中心となり、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等がチームを組んで、認知症の人やその家族を支援するための仕組み（チームオレンジ）を広げていきます。

〇チームオレンジの活動を通じて、認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を気兼ねなく話せる場づくりを進めます。また、本人が生きがいを持って生活ができるよう、地域活動などに参画できるよう取り組みます。

〇チームオレンジと連携して、認知症カフェなどの認知症の人やその家族、地域住民等が集える場の普及や認知症の人や家族同士の支え合い活動を支援します。

〇在宅で認知症の人を介護している家族をサポートするため、認知症家族支援研修会を開催します。

〇医療・介護の現場における認知症対応力の向上を図るため、医療・介護職員等を対象とした認知症に関する研修会を開催します。

〇認知症高齢者の家族やヤングケアラーも含む家族介護者の負担を軽減するため、関係機関との連携を強化し必要な支援につなげます。（再掲）

〇若年性認知症の人を支援するため、県が開設している「青森県若年性認知症総合支援センター」の若年性認知症支援コーディネーターと連携しながら、相談支援を行います。

〇認知症等により判断能力が不十分になった時や判断能力が低下する前から、必要な制度やサービスを選択し、適切な支援が受けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援制度等の権利を守る制度と併せ、相談窓口についても、広く市民や関係者に周知します。

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第３章	認知症施策の推進

施策	第２節	認知症の予防・早期対応の推進

主な取組

《認知症の予防の推進》素案Ｐ６８
〇高齢者が身近な場所で気軽に生きがいづくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。（再掲）

〇高齢者の様々なニーズに対応するため、市民団体や介護保険事業所、民間企業、医療機関、リハビリテーション専門職等の多様な団体・専門職と連携したつどいの場づくりを進めます。（再掲）

《認知症の早期発見・早期対応》素案Ｐ６８
〇認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかを示す「認知症ケアパス」の活用を進めます。

〇認知症の早期発見と適切な医療・介護につなげるため、相談業務や戸別訪問のほか、市民が集まる様々な機会を捉えて、タブレット端末を利用した脳の健康チェックをします。

〇認知症の人を必要な医療・介護につなげるため、「認知症初期集中支援チーム」と地域包括支援センターが連携し、認知症の人やその家族に対する包括的・集中的な初期支援を行います。

〇認知症等による行方不明高齢者の早期発見及び見守り体制の強化を図るため、行方不明高齢者の情報を市、警察、地域包括支援センター及び近隣市町村で共有します。（再掲）

〇支援を要する高齢者の早期発見のため、高齢者と地域で接する機会の多い医療機関や薬局、つどいの場等の関係者と連携し、情報共有や見守り活動を行います。

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第４章	権利擁護の推進

施策	第１節	成年後見制度の利用促進

主な取組

《相談・支援体制の充実》素案Ｐ７３
〇市民後見人や親族後見人等が、成年後見制度を必要とする高齢者に適切な支援を行うことができるよう、地域ケア会議等を活用し、地域の関係者や多職種が連携して支える取組を推進します。

《成年後見制度の利用支援》素案Ｐ７３
〇認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方のための成年後見制度や日常生活自立支援制度の活用ができるよう支援します。

〇身寄りがない等の理由により成年後見等開始の審判の申立てが見込めない高齢者については、市長が裁判所に審判の申立てを行うなど成年後見制度の利用を支援します。

〇経済的な理由により成年後見制度の利用が困難な方も成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者等に対し、成年後見等開始の審判の申立費用や後見人に対する報酬を助成します。

《市民後見人等の育成・活躍支援》素案Ｐ７３
〇認知症等によって判断能力が不十分な高齢者等の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任できるようにするため、「市民後見人養成研修」、「法人後見養成研修」を開催します。

〇市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、専門家等による支援体制を整備します。

〇市民後見人の活動を支援するため、「市民後見人フォローアップ研修」を開催します。

《成年後見制度の普及・啓発》素案Ｐ７３
〇認知症等により判断能力が不十分になった時や判断能力が低下する前から、必要な制度やサービスを選択し、適切な支援が受けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援制度等の権利を守る制度と併せ、成年後見制度の相談窓口である市及び地域包括支援センターについて、広く市民や関係者に周知します。（再掲）

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第４章	権利擁護の推進

施策	第２節	虐待防止対策の強化

主な取組	
《高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化》素案Ｐ７５ ○個々の事案について、医療・介護関係者や民生委員・児童委員、警察等の関係団体と連携し、高齢者虐待の早期発見や高齢者・養護者への適切な支援を行います。 ○複雑な問題を抱える事案については、弁護士等の司法関係者との連携や県の高齢者・障害者虐待対応専門職チームを活用するなどし、早期解決に向けた支援を行います。 ○虐待への対応方法等について、地域包括支援センター等と情報を共有し、職員のスキルアップを図ります。 ○高齢者虐待の相談窓口や高齢者の虐待防止について、広報あおもりや市ホームページ、出前講座等で周知を行います。 ○養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出を受けた場合には、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限に基づき、養介護施設や事業所の適正な運営を確保させるよう指導します。 **《高齢者虐待への対応強化》【拡充】素案Ｐ７５** ○養護者による高齢者虐待に該当しないが、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合は、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等による支援を行います。 ○介護サービス事業者等の従事者が高齢者虐待の知識を習得できるよう、高齢者虐待防止マニュアルを周知するほか、集団指導等により、高齢者虐待の実態や発生要因、事例等の情報を提供します。 ○介護サービス事業者等が行う虐待防止に係る措置について、集団指導等により適切に実施するよう指導します。	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第５章	介護サービスの充実

施策	第１節	サービス提供体制の確保

主な取組	
《施設・居住系サービスの整備》素案Ｐ７９ 〇中重度の入所待機者の解消を図るため、必要な施設・居住系サービスの計画的な整備を進めます。 〇施設・居住系サービスの整備に当たっては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備を進めます。 **《在宅サービスの充実》【拡充】素案Ｐ７９** 〇介護を必要とする高齢者が在宅で介護サービスを安心して利用できるよう、在宅サービスの充実を図ります。 〇在宅サービスの整備に当たっては、青森県保健医療計画との整合性を図るとともに、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備を進めます。 〇<u>在宅の要介護者等の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて提供する新たな複合型サービスの整備を進めます。</u> **《災害・感染症対策に係る体制の充実》素案Ｐ８０** 〇災害発生時に高齢者の安全を確保するため、平時からの備えが必要であり、介護施設等における非常災害対策計画等の策定や避難訓練の実施についての周知啓発、必要物資の備蓄を促すなど、災害対策に係る体制の充実を図ります。 〇感染症発生時においても介護サービスを継続的に提供できるよう、平時からの備えが必要であり、介護施設等における感染拡大防止策の周知啓発や施設職員への感染症に対する研修等の実施、必要物資の備蓄を促すなど、感染症対策に係る体制の充実を図ります。 〇<u>災害や感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者等に対し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について必要な助言及び援助などを行います。</u> **《介護保険料収納率の向上》素案Ｐ８０** 〇収納率の向上を図るため、介護保険料の滞納者については、督促状の送付、納付お知らせセンターからの電話及びショートメッセージサービスによる納付勧奨、文書及び電話催告等により、早期接触を図り自主納付を促します。 〇介護保険制度への理解と納付意識の高揚を図るため、リーフレットを作成し、介護保険被保険者証や介護保険料納入通知書に同封し配付します。 〇被保険者間の負担の公平性を図るため、「1年以上滞納者の償還払い化」、「1年6か月以上滞納者の保険給付の一時差止」、「2年以上滞納者の給付額減額等」の給付制限の措置を適正に講じます。	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第５章	介護サービスの充実

施策	第２節	介護人材確保・生産性向上の推進

主な取組

《介護人材の確保》【拡充】素案Ｐ８２
〇介護分野への多様な人材の参入を促進するため、国・県・関係団体等と連携し、就職相談会、講習会、イベント等の情報を広報あおもりや市ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

〇介護の仕事の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を図るため、国・県・関係団体等と連携し、介護職の魅力を広報あおもりや市ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

《介護現場の生産性の向上》【拡充】素案Ｐ８２
〇業務の効率化及び介護サービスの質の向上を図るため、国・県・関係団体等と連携し、介護ロボットやICT等の活用について、市ホームページ等で情報提供を行うなど，その促進を図ります。

〇介護分野の文書負担を軽減するため、「電子申請・届出システム」の使用に向け、申請・届出事務の運用の見直しを行います。

〇働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進するため、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントの防止に必要な措置を講ずるよう、適切な指導及び助言を行います。

〇介護現場の安全性を確保するため、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みに基づき、報告された事故情報を適切に分析し、事業者に対する指導や支援等を行います。

各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第５章	介護サービスの充実

施策	第３節	介護サービスの適正化

主な取組

《介護給付の適正化の推進》素案Ｐ８４～８５
〇介護サービスを必要とする高齢者等を適切に認定し、高齢者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次のとおり介護給付適正化事業を実施し、取組状況について公表します。

①要介護認定の適正化
　適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市の適正化推進員が書面等の審査を通じて点検を行います。

②ケアプラン等の点検
　介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合するサービスの提供をするため、事業者に資料提出を求めるほか、訪問調査を行い、ケアプランの点検及びケアマネジメントの支援を行います。ケアプラン点検の実施に当たっては、職員によるケアプランの点検のほか、リハビリ医療、各種社会資源の活用といった観点から、青森県と連携し多職種のアドバイザーによる点検を行い、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者の状態に合った適切なサービスの提供を促します。
　利用者に適した住宅改修及び福祉用具購入・貸与をするため、住宅改修サービス及び福祉用具貸与サービスの利用者に対し市の適正化推進員やリハビリテーション専門職が訪問調査等を行い、住宅改修の施工状況、福祉用具の必要性及び利用状況等の点検し、これらのサービスに係る効果の把握を行います。

③縦覧点検・医療情報との突合
　医療と介護の重複請求を排除するため、青森県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況の点検及び医療情報との突合を行います。

〇利用者の自立支援・重度化防止の観点から、訪問介護の利用が多いケアプランについて、地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）で多職種協働による検証を行い、適切なサービスの提供に努めます。（再掲）

〇高齢者向け住まい等（サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等）における適正なサービス提供を確保するため、サービス事業所が併設等する高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、点検を行います。

〇介護保険制度の正しい理解と適切な利用の普及を図るため、パンフレットを作成し、新規要介護（要支援）認定者及び転入継続要介護（要支援）認定者に配付するとともに、出前講座等により周知します。

《介護サービスの質の確保》素案Ｐ８５
〇介護サービスの質を確保するため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援するための研修を開催します。

〇利用者や家族からの苦情・相談については、介護サービスの改善に向け、青森県や青森県運営適正化委員会、青森県国民健康保険団体連合会等と連携し、適切に対応します。

《効果的な指導監督》素案Ｐ８５
〇老人福祉事業及び介護サービス事業の適切な運営と不正請求の防止、制度管理の適正化を図るため、老人福祉法及び介護保険法に基づくサービス事業者等に対し、効果的な運営指導及び集団指導等を計画的に行います。